十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
四　［略］	四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○環境省令第十七号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行に伴い、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十九日

環境大臣　小泉進次郎

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）	（生きていない個体の持込みが禁止されない場合等）
第二十条　法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。以下この条において同じ。）が家きんのものである場合とする。	**第二十条**　法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該検査を受けている個体（これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。以下この条において同じ。）が家きんのものである場合とする。
一　ニューカッスル病、結核及び真菌病の有無について動物検疫所の検査を受けている場合	一　ニューカッスル病、結核病及び真菌病の有無について動物検疫所の検査を受けている場合
二　環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）の締約国において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合	二　環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）の締約国において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月二十九日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「の規定により日本銀行から送信された」を「に規定する」に改める。

第十九条の四第一項及び第三十七条中「の規定により日本銀行から送付された」を「に規定する」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。